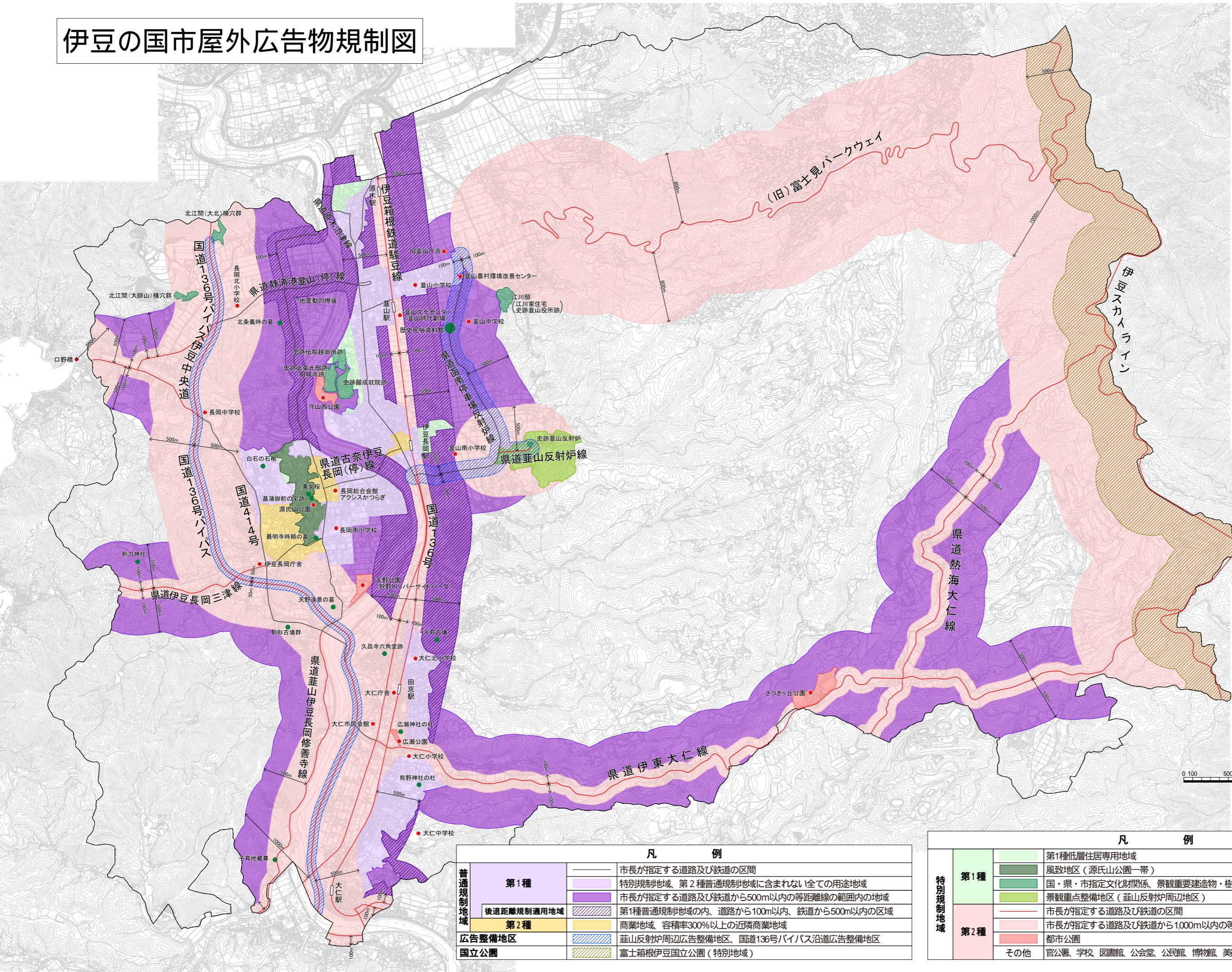


# 伊豆の国市屋外広告物規制図

N  
S



凡 例	
<b>普通規制地域</b>	<b>第1種</b> 市長が指定する道路及び鉄道の区間
	特別規制地域、第2種普通規制地域に含まれない全ての用途地域
<b>後退距離規制適用地帯</b>	市長が指定する道路及び鉄道から500m以内の等距離線の範囲内の地域
	第1種普通規制地域の内、道路から100m以内、鉄道から500m以内の区域
<b>第2種</b>	商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域
	市長が指定する道路及び鉄道から1,000m以内の等距離線の範囲内の地域
<b>広告整備地区</b>	市長が指定する道路及び鉄道の区間
<b>国立公園</b>	都市公園
<b>特別規制地域</b>	富士箱根伊豆国立公園(特別地域)
	その他 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育馆、病院及び公衆更所の敷地内